

## はじめに

第19期9回西部海区漁業調整委員会を開催しましたので、概要をお知らせします。  
出席委員（敬称略）前田、西崎、工藤、富田、中川、川山、後藤、成田、阿部、角田、立石、野坂  
欠席委員（敬称略）森、未永  
開催日時：平成21年9月15日（火） PM 1:30～3:30  
開催場所：青森市 アラスカ会館 2階「ガーネットの間」

## 議 題

**1. 沿岸域におけるさけ漁業の制限に係る委員会指示について（決定）**

西部海区管内の沿岸域におけるさけ漁業の制限にかかる委員会指示の発動について、この度  
県農林水産部長から下記のとおり依頼があり、当委員会において審議を行いました。

## 【委員会指示（案）の内容】

- 河口付近における操業の制限（日本海9.20～12.20、陸奥湾・海峡10.1～12.31）  
小型定置、底建網（日本海） 固定式さし網、はえなわ、一本釣
- 沿岸域における操業の制限（日本海9.20～12.20、海峡10.1～12.31）  
沿岸250m以内 固定式さし網、はえなわ、底建網（日本海）  
沿岸200m以内 小型定置 海 峡：いわし、あじ、いかを除く。  
日本海：はたはた、深浦通称鯉の潤を除く。
- さけ採捕の制限  
陸奥湾：小型定置、底建網（日本海） 固定式さし網、はえなわ（11.15～18,12.12～14）  
海 峡：小型定置（いわし、あじ、いかを除く） 固定式さし網、はえなわ（10.10～14,11.5～8）  
日本海：定置、小型定置、底建網、固定式さし網、はえなわ  
（10.10～18の指定の5日間,11.5～14の指定の1日間）

《審議の結果》 委員会指示（案）どおり委員会指示を発動することになりました。

**2. ふぐの採捕を目的とするはえなわ漁業の操業制限に係る委員会指示について（決定）**

西部海区管内の沖合海域におけるふぐはえなわ漁業の制限にかかる委員会指示の発動について、  
この度県農林水産部長から下記のとおり依頼があり、当委員会において審議を行いました。

## 【委員会指示（案）の内容】

- 制限海域：青森県西津軽郡鰺作埼灯台中心点の正西線以北、北津軽郡権現埼南灯台中心点の正西線  
以南の青森県沖合海域。ただし、沖合底びき網漁業禁止区域を除く。
- 制限期間：告示日から平成21年12月31日まで
- 操業区域：制限海域と同じ
- 操業期間：平成21年10月1日から平成21年12月31日まで。ただし、赤石川河口左岸から  
真方位320度の線以南の海域においては、平成21年10月1日から平成21年10月  
14日までの期間内は操業してはならない。
- 操業の承認：制限海域における承認期間において、はえなわ漁業を営もうとする者は、別紙西部海区  
ふぐはえなわ漁業操業承認事務取扱要領の定めるところにより、西部海区漁業調整委員

会の承認を受けなければならない。

《審議の結果》 委員会指示（案）どおり委員会指示を発動することになりました。

**3. とどの採捕に係る委員会指示について（決定）**

西部海区管内におけるとどの採捕にかかる委員会指示の発動について、この度竜飛今別及び脇野沢村  
両漁協長並びに県漁連会長から依頼があり、当委員会において審議を行いました。

## 【委員会指示（案）の内容】

- 採捕の承認：次に区域及び期間において、とどを採捕しようとする者は、西部海区漁業調整委員会の  
承認を受けなければならない。  
（1）区域：青森県西部海区海域  
（2）期間：平成21年10月1日から平成22年9月30日まで
- 承認の申請：とどの採捕承認事務取扱要領に基づき、とど採捕承認申請書を委員会に提出しなければ  
ならない。
- 承認の対象者：承認の対象者は、次のいずれかに該当するものとする。  
（1）試験研究の用に供しようとする者  
（2）漁具被害等の漁業被害を防止しようとする者  
（3）その他委員会が特に認めた者
- 承認者数の制限：委員会は、とどの採捕の承認者数の最高限度は別に定めるものとする。
- 採捕の期間：平成21年12月1日から平成22年5月31日まで
- 採捕数の制限：委員会は、とどの採捕数の最高限度は別に定めるものとする。

《審議の結果》 委員会指示（案）どおり委員会指示を発動することになりました。

**4. 西部海区委員会指示第5号に係る委員会指示違反（津軽海峡三厩沖）について（協議）**

平成21年8月6日に、2隻のはえなわ漁船が平成21年6月9日付け西部海区委員会指示第5号に  
違反してはえなわ操業を行っているところを県取締船が確認したとの県庁水産漁業振興課から報告が  
ありました。委員からは悪質な違反であり厳正に対処すべきとの意見が出され、協議の結果、漁漁法第  
67条第8項の規定により、委員会から県知事に対して当該委員会指示に従うべき命令を申請すること  
が動議されました。（平成21年9月16日付けで県知事へ申請）

**5. 平成22年度全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック要望事項について（協議）**

平成21年10月末に予定されている平成21年度全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック  
協議会の提出議題となる平成22年度全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック要望事項の素案  
について、協議が行われました。協議の結果、「大中型まき網漁業の操業の適正化について」と「いか  
釣り漁業に係る集魚灯の光力制限について」の2項目を提出議題とすることになりました。

## 次会の開催予定

開催時期 12月上旬 開催場所 青森市内

## おわりに

この度、西部海区漁業調整委員の公選委員の欠員に伴う補欠選挙の告示が行われたところ、定数1名に  
対して2名から立候補の届け出がなされ、平成21年9月17日に  
補欠選挙が行われた。選挙の結果、西津軽郡深浦町 古川 今日志氏  
（33歳）が当選されました。今後のご活躍が期待されます。

連絡先  
青森県海区漁業調整委員会事務局  
TEL: 017-734-9851  
FAX: 017-734-8166